

奈良市会計年度任用職員

登録申込書兼履歴書

※記入不要
 受付番号：
 登録日： 年 月 日

写 真
 上半身無帽
 (3 cm × 4 cm)
 ※写真の裏面に氏名を記入

記入日	令和 年 月 日		
ふりがな	〒 - -		
住所及び 連絡先			
	(電話) - -	(携帯電話) - -	
ふりがな	生年月日	昭和・平成	() 歳
氏 名	緊 急 連絡先	氏名	(続柄：)
		(電話)	
申込する職種	<input type="checkbox"/> 市費非常勤講師 <input type="checkbox"/> 特別支援教育支援員		
申込する所属			
配慮事項・希望等 (例：障害に伴う 配慮希望等) ※任意記入			
最終学歴	(学校名)	年 月卒業	
本市の非常勤職員として勤務経験がある場合は職員番号を記入（不明の場合は空欄可）⇒			
直近の職歴 (本市の非常勤 職員を含む。) ※直近の職歴を 上から順に記入 してください。	勤務先名称・所属部署名	就労形態 <small>※該当する区分に○をしてください。</small>	就労期間
		正社員・パート・嘱託・ 臨時・その他 ()	年 月～ 年 月
		正社員・パート・嘱託・ 臨時・その他 ()	年 月～ 年 月
		正社員・パート・嘱託・ 臨時・その他 ()	年 月～ 年 月
		正社員・パート・嘱託・ 臨時・その他 ()	年 月～ 年 月
		正社員・パート・嘱託・ 臨時・その他 ()	年 月～ 年 月
免許・資格等 の取得状況	免許・資格等の名称	取得（見込み）年月日	
		年 月 日	取得・取得見込み
		年 月 日	取得・取得見込み
		年 月 日	取得・取得見込み
		年 月 日	取得・取得見込み
自動車運転状況	<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 支障あり（理由： ）		
兼業等の予定	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（※兼業等をする場合は、採用後に届け出が必要です。）		
勤務するにあたり希望すること	※希望する項目に○をしてください（希望どおりにならない場合もあります） ・希望する期間（長期・短期（1～4カ月程度）・いずれでも可） ・勤務可能な曜日（月・火・水・木・金・土・日） ・希望する週当たりの勤務日数（1日・2日・3日・4日・5日） ・社会保険の加入（可・不可） ・時間外勤務の対応（可・不可）		

(裏あり)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(抜粋)

第2条第7項

この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下この口において「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは

ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

第2条第8項

この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの